

# ファミリーライフサービス

## 【フラット35】つなぎ融資

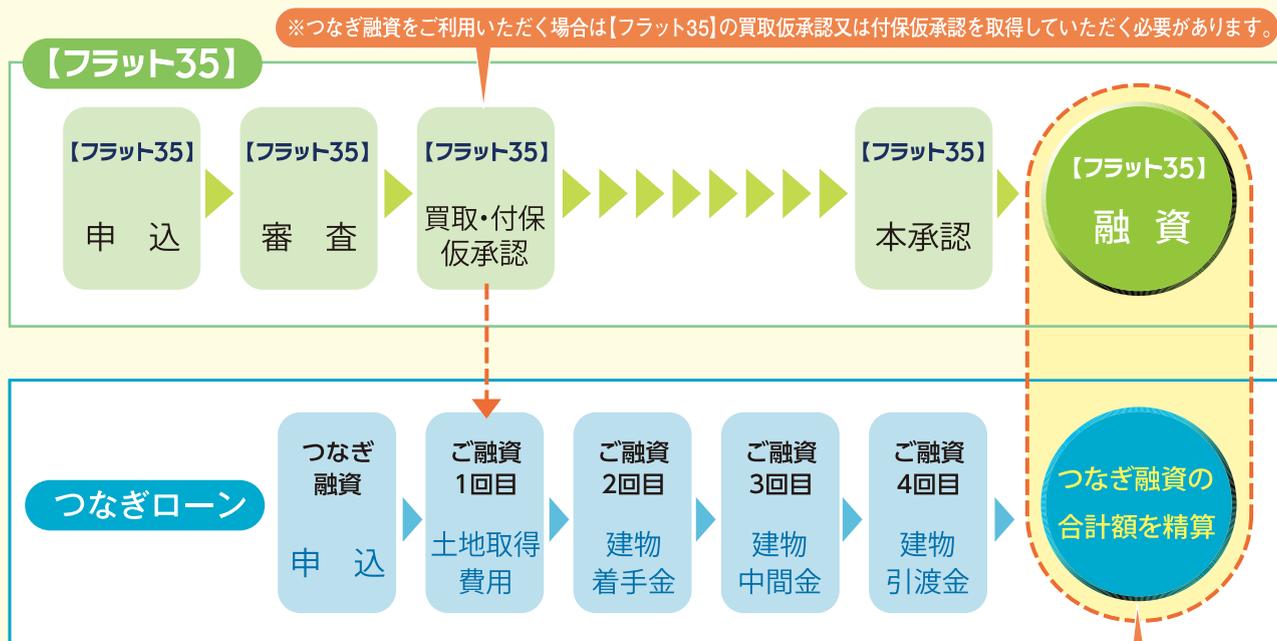


- ファミリーライフサービスの【フラット35】をご利用いただくお客様専用のつなぎ融資です。
- 土地購入の決済資金と建物建築資金にご利用いただけます。

### 【フラット35】つなぎ融資の流れ

【土地を購入して建物を建築する場合「土地取得費用」が先行して必要になります。また購入した土地に建物を建築する際も、「着手金」「中間金」「引渡金」が必要です。】

ファミリーライフサービスの【フラット35】つなぎ融資なら、その都度分割して実行が可能で、しかも【フラット35】住宅ローン実行時に一括してご返済いただくので手続きも簡単です。



※フラット35融資時につなぎ融資お借入金の清算を行います。

※フラット35ご融資時振込金額 = (フラット35ご融資額 - つなぎ融資お借入金額の合計とその利息) となります。  
 ※土地取得費用のご融資は土地の売買契約締結後かつ土地取得時になります。

### ファミリーライフサービス

### 【フラット35】つなぎ融資のポイント

- ① 土地取得時【土地売買価格の100%までご融資可能】
- ② 住宅着工時の着手金【建物請負金額の30%(最大40%)までご融資可能】
- ③ 住宅建設の中間金【建物請負金額の30%(最大40%)までご融資可能】
- ④ 住宅竣工時の引渡金【建物請負金額の100%までご融資可能】

※つなぎ融資の借入限度額は【フラット35】買取仮承認金額又は付保仮承認金額となります。  
 ※建築「つなぎ融資」分は上記②+③は建築請負契約金額の60%(最大80%)までが限度となります。  
 ※④住宅竣工時の引渡金のご融資可能額は、建物請負金額の100% - ②着手金 - ③中間金となります。  
 ※【フラット35】でお借入れの対象となる諸費用のうち当社が認めたものは、上記①～③に含める事ができます。



- ◎ 商 品 名 ▶ 【フラット35】つなぎ融資
- ◎ ご利用いただける方 ▶ 当社の【フラット35】にお申込みいただいた方で、住宅金融支援機構の買取仮承認又は付保仮承認を取得された方。
- ◎ お 使 い み ち ▶ 土地取得資金・建物建築資金並びに【フラット35】でお借入れの対象の諸費用のうち、当社が認めたもの。
- ◎ ご 融 資 金 額 ▶ 100万円以上8,000万円以下(1万円単位) 【フラット35】つなぎ融資のお借入可能額は以下の通りです。  
複数回にわたり、つなぎ融資のお借入をした場合は、合計金額が【フラット35】買取仮承認金額又は付保仮承認金額を超えないこと及び4回までが条件となります。
- ＜土地取得資金＞ \* 売買代金の100%と当社が認めた諸費用の合計金額まで  
＜建物代金＞ \* 着手金：建築請負契約金額の30%(最大40%)と当社が認めた諸費用の合計金額まで  
\* 中間金：建築請負契約金額の30%(最大40%)と当社が認めた諸費用の合計金額まで  
\* 引渡金：建築請負契約金額の100%まで
- ※着手金+中間金は建築請負金額の60%(最大80%)までが限度となります。  
※引渡金は、(建築請負契約金額の100%-着手金-中間金)までとなります。  
※既存家屋など取り壊し費用、整地費用、地盤改良費用等は、原則着手金と合算した金額を同日に融資となりますが、着手金融資がない場合は中間金融資、中間金融資がない場合は土地取得資金と同日になります。  
※諸費用のみのご融資は対象になりません。
- ◎ ご 融 資 期 間 ▶ 【フラット35】つなぎ融資の第一回目の融資実行日から12か月以内かつ【フラット35】融資実行時までとなります。
- ◎ 金 利 ▶ 2.7%(実質年率15.0%以下) ※金利は毎月見直します。※遅延損害金14.0%(年365日とする日割計算)
- ◎ ご 返 済 方 法 ▶ 【フラット35】ご融資金額から差引きで一括返済となります。
- ◎ ご 融 資 形 態 ▶ 手形貸付
- ◎ ご 融 資 時 期 ▶ \* 土地取得資金/土地購入代金決済日 ※原則建物の工事請負契約締結後となります。  
\* 着手金/設計検査に関する通知書取得日以降となります。  
\* 中間金/中間現場検査に関する通知書取得日以降となります。  
\* 引渡金/建物検査済証取得日以降となります。
- ◎ 融 資 事 務 手 数 料 ▶ 99,000円(消費税込)
- ◎ 担 保 ▶ 原則不要(ただし、当社が必要と認める場合には、第1位の抵当権を設定)
- ◎ 保 証 人 ▶ 不 要
- ◎ 団 体 信 用 生 命 保 険 ▶ ご加入いただけます。ご加入の場合には金利に0.3%が上乗せとなります。(上限金額は5,000万円となります。)
- ◎ そ の 他 ▶ 【フラット35】リノベをご利用の場合は、中古住宅購入・リフォーム着手時等でもご利用いただけます。  
当社所定の審査があります。審査の結果によっては、お取扱いができない場合がございます。  
各融資の手形に貼付する印紙代が必要となります。  
※実質年率は事務手数料を含めた金利となります。  
上記金利は令和6年12月現在となります。



つなぎ融資のお借入れ後、他の金融機関でフラット35の融資を受ける事になった場合、当社に申込をしたフラット35の融資承認は失効します。この場合、つなぎ融資基本約定書の期限の利益喪失事由に該当し、当社からの請求によりお借入の全額及びその利息を一時にご返済いただきます。万が一、このような事由に該当する場合には、直ちに当社担当者へご連絡をお願いします。

